

第 12 号

令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正
予算（第1号）

令和2年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予
算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,000千円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ2,904,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 借 付 金		千円 115,879	千円 97,238	千円 213,117
	1 諸 収 入	115,879	97,238	213,117
2 支援措置費		1,780,358	△ 121,238	1,659,120
	1 国庫支出金	420,730	△ 97,238	323,492
	2 県 債	104,000	△ 24,000	80,000
歳 入 合 計		2,928,969	△ 24,000	2,904,969

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 子 貸 ツ 付 ソ 費		536,609		536,609
	1 公 債 費	536,609		536,609
2 支 援 措 置 費		1,359,628	△ 24,000	1,335,628
	1 環 境 費	104,000	△ 24,000	80,000
歳 出 合 計		2,928,969	△ 24,000	2,904,969

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 104,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 80,000	(補 正 前 に 同 じ)		